

議案第16号関連資料

明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

本市では、所得の少ない高齢者の健康向上や福祉増進を図るため、兵庫県の補助事業として、県の福祉医療費助成事業実施要綱（以下「県要綱」）に沿って高齢期移行者医療費助成事業を実施しています。

このほど県要綱が改正されることとなりましたので、本市でも同様に条例を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 訪問看護に要した費用を助成対象に追加

在宅医療の進展に伴うニーズの高まりを受け、県事業において訪問看護ステーションによる訪問看護に要した費用が助成対象となることから、県要綱と同様に本市条例を改正するもの。

※受給者に対しては、7月に予定している受給者証の切り替え時に通知予定。

(2) 税制改正に伴う所要の整備

ア 地方税法改正により、市民税課税の有無の判定に当たり、未婚のひとり親が寡婦又は寡夫と同様の取り扱いを受けることになったことに伴い、特例の規定を廃止するもの。

イ 所得税法において、給与所得控除額および公的年金等控除額の一部が基礎控除へ振り替えられる改正がなされたことから、助成対象者の所得金額の算定に影響が出ないよう、従前の判定基準を引き続き適用するもの。

3 条例改正に伴う影響等

訪問看護については、介護サービス利用者は介護保険による給付が原則となること、また障害者手帳所持者は重度障害者医療費助成の対象となる場合が多いことから、本事業での対象者は数人程度となる見込みです。

なお、税制改正に伴う条例改正については、従前と同様の取り扱いを続けるために行うもので、助成対象者への影響はありません。

4 施行日

令和3年7月1日